

令和3年4月1日

公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター

伐木作業（伐採作業）の受注中止について

シルバー人材センター事業は全国的に、事業規模の拡大に伴い、会員の就業中あるいは就業途上における傷害事故が増加傾向にあり、特に就業中の重篤事故が増大しております。

こうした中、厚生労働省は、チェーンソーによる伐木作業時の事故が多発していることを受け、伐木作業等における労働災害を防止するため、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化しました。

当センターにおいては令和2年4月、会員が立木の伐採作業中、尊い命を失う事故が発生してしまいました。二度とこのような悲惨な事故が起こらないよう対策を講じる必要があります。

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高年齢者が、これから的人生をいきいきと生きていこうというのが目的であることから、事故に遭ったり、あるいは事故の不安を抱えて就業することはあってはならないことです。安全就業と適正就業を確保し、安全・安心な就業環境づくりをすることが肝要であります。

このため、当センターにおいては安全・適正就業委員会での検討を踏まえ、会員の安全就業を確保するため、今後は伐木作業（伐採作業）については受注しないことを決定いたしました。皆様のご理解をお願いいたします。